

発委第1号

令和8年3月17日

大津町議会
議長 坂本 典光 様

提出者
大津町議会
文教厚生常任委員会
委員長 山本 富二夫



学校給食無償化の実施に関する決議の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び大津町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提案理由)

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するのみならず、憲法が定める義務教育無償の精神を具現化する重要な教育活動である。昨今の物価高騰による家計への影響が深刻化する中、子育て世帯に対する直接的な支援として、給食費の無償化に対する住民の期待は極めて高い。

しかしながら、国の方針に準じて小学校のみを先行して無償化することは、同一の義務教育期間にありながら、中学生の保護者に対して継続的な負担を強いるものであり、自治体内における行政サービスの公平性を著しく欠くものである。特に、成長期にあり食費負担が増大する中学生の子を持つ世帯において、支援から取り残されることによる不公平感は看過できない。

大津町が掲げる子育て支援施策の整合性を保ち、全ての児童生徒が等しく教育の恩恵を享受できる環境を整備することは、本町の責務である。

よって、大津町議会は、町長および教育委員会に対し、必要な措置を速やかに実行するよう強く求めるものである。



学校給食無償化の実施に関する決議(案)

【趣旨】

町においては令和8年度からの小学校給食無償化が行われるが、義務教育の性質および住民負担の公平性を鑑み、中学校においても区別なく、速やかに実施することを求めるものである。

【本文】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するのみならず、憲法が定める義務教育無償の精神を具現化する重要な教育活動である。昨今の物価高騰による家計への影響が深刻化する中、子育て世帯に対する直接的な支援として、給食費の無償化に対する住民の期待は極めて高い。

しかしながら、国の方針に準じて小学校のみを先行して無償化することは、同一の義務教育期間にありながら、中学生の保護者に対して継続的な負担を強いるものであり、自治体内における行政サービスの公平性を著しく欠くものである。特に、成長期にあり食費負担が増大する中学生の子を持つ世帯において、支援から取り残されることによる不公平感は看過できない。

大津町が掲げる子育て支援施策の整合性を保ち、全ての児童生徒が等しく教育の恩恵を享受できる環境を整備することは、本町の責務である。

よって、大津町議会は、町長および教育委員会に対し、次の事項を速やかに実行するよう強く求める。

1. 中学校における速やかな無償化の実施:無償化実施にあたっては、小学校が令和8年度当初から開始されることに鑑み、中学校においても速やかに実施すること。
2. 給食費の公会計化までの措置:給食費無償化のための経費は多額であることから、公会計化までの間、監査や運営委員会組織の強化などにより、適切な管理を実現すること。

以上、決議する。

令和8年3月 日
大津町議会